第二十八号様式の六（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙運動用自動車使用証明書

（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

［⑴　略］

⑵　⑴以外の場合　16,100円

［５～７　略］

［その二・その三　略］

第二十八号様式の七（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［⑴　略］

⑵　限度額

イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　７円95銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{278{,}250\text{円}+6\text{円}88\text{銭}\times(\text{当該作成枚数}-35{,}000)}{\text{当該作成枚数}}$$

＝単価…１銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の六（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙運動用自動車使用証明書

（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

［⑴　同左］

⑵　⑴以外の場合　15,800円

［５～７　同左］

［その二・その三　同左］

第二十八号様式の七（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［⑴　同左］

⑵　限度額

イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　７円71銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{269{,}850\text{円}+6\text{円}66\text{銭}\times(\text{当該作成枚数}-35{,}000)}{\text{当該作成枚数}}$$

＝単価…１銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額